

派遣職員の宿舎確保の状況について

市町名	必要戸数	確保手法		状況	
		民間借上	その他	充足	摘要
仙台市	—	●		●	民間借上で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)
石巻市	97	●	●	●	民間借上及び空仮設住宅で充足予定
塩竈市	—	●		●	民間借上で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)
気仙沼市	40	●	●	●	民間借上、空仮設住宅等により充足予定
名取市	1	●		●	民間借上で充足予定
多賀城市	—	●		●	民間借上で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)
岩沼市	—	●		●	民間借上で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)
東松島市	59	●	●	●	民間借上、市営住宅により充足予定
亘理町	2		●	●	仮設住宅により充足予定
山元町	28	●		●	民間借上で充足予定
松島町	—	●		●	民間借上で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)
七ヶ浜町	—	●		●	民間借上で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)
利府町	3	●		●	民間借上で充足予定
女川町	—	●	●	●	民間借上、空町職員宿舎で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)
南三陸町	16	●		●	民間借上で充足予定 (派遣決定の都度民間借上予定)

※必要戸数は、11/1から来年4/1時点までの派遣見込数

派遣職員宿舎確保に関する関連情報

○国所管財産(利用可能な土地・宿舎)に関する情報提供(復興庁:平成24年10月)

○建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について

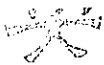
(平成24年1月23日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知)【裏面参照】

○派遣職員用宿舎整備に関する財源(震災復興特別交付税)

※「地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」(平成二十四年四月五日総務省令第三十六号)

第一条第二項

十六 東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた特定被災地方公共団体である県(以下「特定県」という。)並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域内にある特定被災地方公共団体以外の市町村(以下「特定市町村」という。)について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額



社援総発0123第1号
平成24年1月23日

岩手県、宮城県、福島県
栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



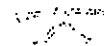
建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について

東日本大震災で建設した応急仮設住宅の空き住戸の活用については、既に「東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その5)」(平成23年8月12日付け社援総発0812第1号当職通知)において、コミュニティ形成のための集会所や談話室のスペース等として利用する等地域の実情に応じて活用を図れるよう通知したところです。

今般、被災自治体等の要望を踏まえ、空き住戸の活用について、下記の取扱いも可能としたのでご了解願います。

記

- 1 現在、空き住戸となっている応急仮設住宅であっても、今後、復旧・復興が進む中で、遠方に避難しそこで居住されている被災者が、応急仮設住宅への入居を希望することも考えられます。
- 2 このため、現在、入居希望者がいない空き住戸について、入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とします。
(注) なお、復旧・復興のための建設・土木工事関係者の宿泊については、この取扱いに該当しないのでご留意願います。
- 3 なお、空き住戸について、「2」に掲げた内容で活用する場合には、応急仮設住宅の入居者の方のニーズに照らし、平成23年8月12日付け当職通知に掲げた活用が十分に図られているかどうか配慮願います。



参考

社援総発0812第1号
平成23年8月12日

岩手県、宮城県、福島県
栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その5)

今般の大震災で被災された方に対し、できるだけ早く安心して生活できるための居住場所を確保するため応急仮設住宅の建設にご尽力いただいていることに対し厚くお礼申し上げます。

応急仮設住宅の建設にあたっては、被災状況等を勘案し、各県において必要戸数を確保いただいているところですが、恒久住宅への入居等により、今後、地域によっては建設された応急仮設住宅について空き住戸が発生することも想定されます。このため、今般、空き住戸の活用について下記の点を踏まえ弾力的に取扱うこととしましたので御了解願います。

おって、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いします。

記

1. 空き住戸を活用する際の留意事項について
空き住戸であるかどうかを判断いただく際には、
①県外など遠方に避難されている方が地元の応急仮設住宅に入居を希望する場合などであっても必要戸数が確保されていること
②新たに民間賃貸住宅の活用も含めて応急仮設住宅の需要が発生しないことが前提となりますので十分ご留意ください。